

茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 茨城県は、海面漁業・水産加工業とも盛んであり、特に沿岸域においては水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、県土の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (2) 本県水域は、寒暖両流が交錯していることから多種類の魚介類が生息し、我が国固有数の漁場を形成している。しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。
今後ともこのような状況が継続すれば漁業経営の安定確保や県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- (3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理や資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体とした保存管理が図られるようになってきているが、更に、多くの海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について適切な管理措置を講じることとする。
- (4) 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導並びに採捕の数量又は漁獲努力量の公表等の実行措置を講じるため、他県入漁船を含め第一種特定海洋生物資源の採捕実績及び第二種特定海洋生物資源の漁獲努力実績の的確な把握に努めることとする。
- (5) 基本計画により本県に定められた漁獲可能量及び漁獲努力可能量の管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源水準、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要である。このため、当該データ及び知見の蓄積を図るため、県水産試験場を中心に国又は関係県と連携の下、資源調査体制の拡充強化を行い、さらに、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- (6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き、資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等による漁業者等の自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量及び漁獲努力可能量においては、他県入漁者の実績に
妥当な配慮を払うものとする。

(9) 中西部太平洋まぐろ委員会において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関
する本県の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関す
る事項

第一種特定海洋生物資源の管理の対象となる期間及び知事管理量は以下のとおり
である。

【まさば及びごまさば】

7月～翌年6月 若干

【ずわいがに】

7月～翌年6月 若干

3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まさば及びごまさば】

定置漁業については、現状の漁獲努力量が増加することがないように、免許統数
については原則現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業す
ることとする。この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるも
のとする。

【ずわいがに】

小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（地方名称板びき
網漁業）については、甲幅、採捕期間等の従来の規制に加えて、現状の漁獲努力
量が増加することがないように努めるものとする。この結果、漁獲実績が近年の漁
獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する
事項

第二種特定海洋生物資源の管理の対象となる採捕の種類、期間及び漁獲努力量（隻
日）は以下のとおりである。

【やなぎむしがれい】

小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（地方名称板びき網漁
業）

4月1日～6月30日 1,920隻日

5 第二種特定海洋生物資源ごとの知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【やなぎむしがれい】

小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（地方名称板びき網漁
業）については、本県海域において、太平洋北部沖合性カレイ類の資源回復を図るた

め、「茨城県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進するとともに、同一海域で操業する沖合底びき網漁業者との操業協定締結を促進する等、漁獲努力量の管理効果の向上に努めることとする。さらに、本県に定められた漁獲努力可能量の報告に係る迅速な体制を整備するものとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、特定海洋生物資源のみならず、地域の主要な資源に関する調査・研究の充実強化を更に進め、将来の指定海洋生物資源の保存及び管理に備えることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めることとする。